

生徒の皆さん
保護者の皆さん

東京都立飛鳥高等学校長

志波 昌明

緊急事態宣言の解除に伴う今後の教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、9月28日（火）に国は緊急事態宣言を解除することを決定し、国の決定を受け東京都は、10月1日（金）から10月24日（日）まで、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民に対する外出については少人数で、混雑している場所を避けて行動すること、飲食店等の事業者に対する営業時間短縮、イベント関連施設等の事業者に対するイベント等の開催制限等の要請をリバウンド防止措置として実施することとしました。

それを受け、東京都教育委員会より全都立学校へ、学校における感染の発生や再拡大のリスク低減を踏まえ、マスクの正しい着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅、外出時は少人数で、混雑している場所や時間を避ける、旅行に際して基本的な感染防止策を徹底するなど、生徒への学校や家庭での感染症対策の指導を一層徹底する旨の通知が発出されました。

本校では、東京都教育委員会の方針に基づき、引き続き基本的な感染防止対策を一層徹底し、以下のように教育活動を継続しながら学校運営を行ってまいります。

保護者の皆様には、引き続きご負担をおかけいたしますが、ご家庭におかれましても、お子様の感染症防止対策に、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 通常授業の継続

全員が原則毎日登校します。

（授業開始は15:45 45分×6時間）とします。分散登校・時差登校を行いません。

下校後は速やかに帰宅するように指導いたします。下記の日程を参照してください。

日付	1年次	2年次	3年次	備考欄
5日(火)	17:25 登校	17:25 登校	17:25 登校	給食あり/避難訓練/後期始業式
6日(水)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
7日(木)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり/4 生徒総会
8日(金)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり

11日(月)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
12日(火)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
13日(水)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
14日(木)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
15日(金)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
18日(月)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
19日(火)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
20日(水)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり/1~4 授業 (4 授業公開) 5・6 保護者会(授業なし)
21日(木)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり
22日(金)	通常通り	通常通り	通常通り	給食あり

※登校時の健康チェックを継続します。

※教室等の消毒、30分に1回以上換気等、基本的な感染症予防策の徹底を継続します。

2 給食時や休憩時間における感染症予防策の徹底

- (1) 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを正しく着用するよう指導します。
- (2) 生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導します。

3 部活動について

- (1) 感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施します。特に接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施いたしません。
- (2) 活動については、平日2時間程度、休日3時間程度とし、休養日を週に2日以上設定し、健康管理を徹底しながら活動します。
- (3) プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底します。
- (4) 顧問、外部指導者においても、不織布マスクを必ず着用して指導する等、感染症対策を徹底します。
- (5) 部活動実施前後の更衣等における会話は控えさせ、活動終了後は速やかに帰宅させます。
- (6) 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底して行います。

4 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底について

以下の内容で、学校において生徒に指導いたします。併せてご家庭でもご協力をお願いします。

- (1) 放課後は速やかに帰宅する。
- (2) 外出時は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。
- (3) 繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。
- (4) 友人宅での複数が集まったの遊び、友人・知人との会食はしない。
- (5) 食事中は会話しない。
- (6) 不要なアルバイトはしない。
- (7) 旅行に際して基本的な感染防止策を徹底する。

5 ご家庭における感染症対策（家庭に持ち込まない行動）継続のお願い

- (1) 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避け、都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底してください。ご家庭における感染症予防策の継続をお願いします。
- (2) 引き続き、3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（不織布マスクの正しい着用）、毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は、生徒を無理させず休養）、十分な換気、手が触れる場所などの消毒等のご協力をお願いします。

なお、特に配慮が必要な生徒及び感染予防や感染不安により、登校できない生徒等につきましては、必要に応じて個別に対応いたしますので、担任を通じてご相談ください。

【問合せ先】

東京都立飛鳥高等学校

定時制課程副校長 東 達康

電話 03（3913）5362